

原スイス誓約同盟の成立

ザンクト・ゴットハルト峠の開通を視野に入れて

瀬原義生

はじめに

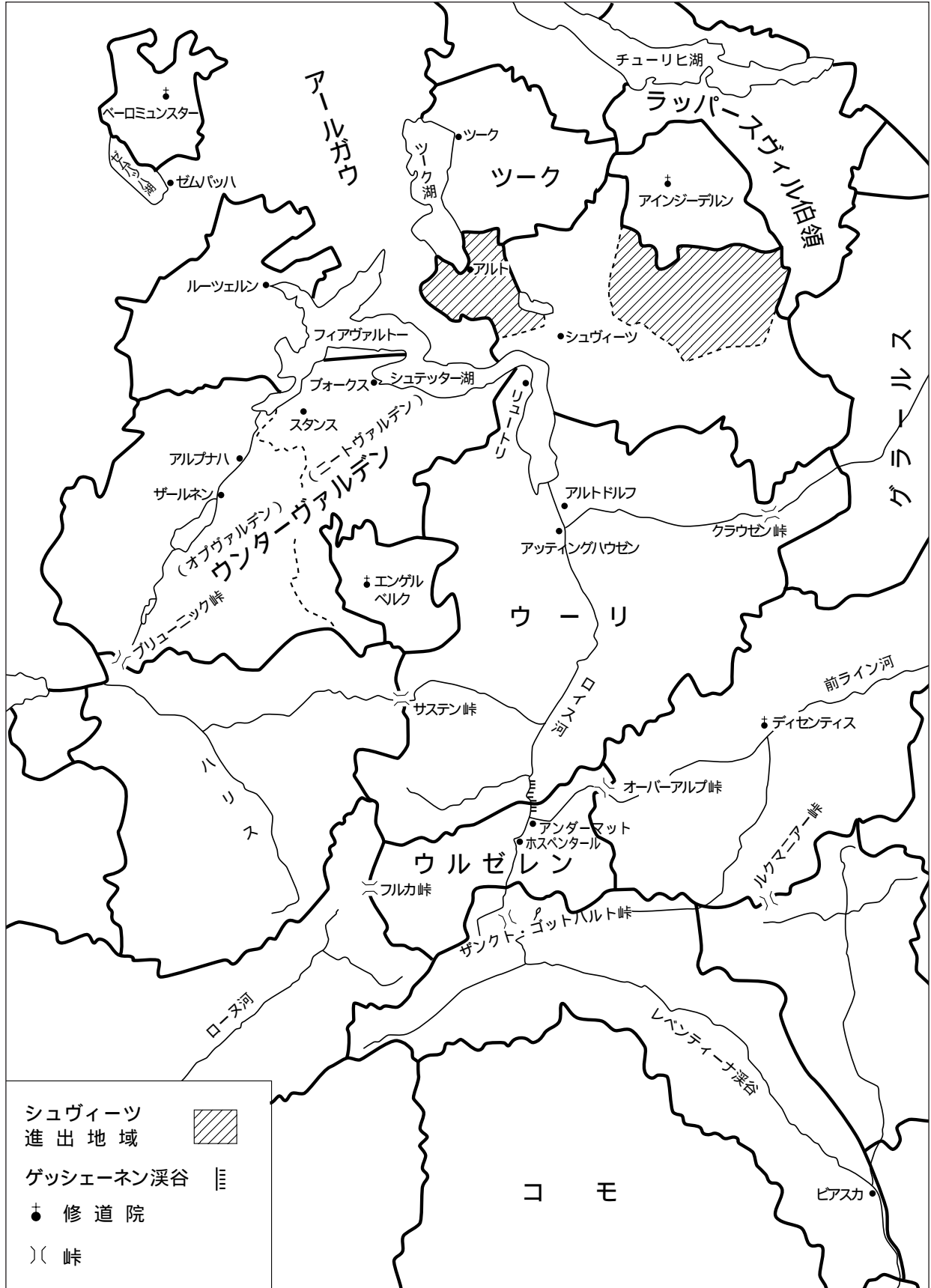
スイス連邦共和国の起源が、1291年のウーリ、シュヴィーツ、ウンターヴァルデンの森林三州の誓約同盟結成に溯ること、そして、その根底にザンクト・ゴットハルト峠の開通があったことは周知の事実であるが、その森林三州の成立過程、彼らによる峠開削の努力、さらにハプスブルクとの対立の経過については、わが国においては、これまでほとんど具体的に追究されることはなかった。本稿は、その過程をやや詳しくたどり、これまで自明のこととされてきた独立への紆余曲折を具体的に明らかにしようとしたものにほかならない。

1 森林三州の成立¹⁾

森林三州のうち、もっとも早く歴史に登場してくるのはウーリ Uriである。すなわち、732年、ライヘナウ修道院二代目の院長ヘドダー Heddoが、アラマンネン大公テウトバルト Theutbaldによって、ウーリの地に追放・監禁された、という記事である²⁾。724年、初代院長ピルミンによって設立されたライヘナウ修道院は、フランク王国宮宰カール・マルテルの援助を受けていたため、当初からアラマンネン大公を監視する役割を帯びており、そのため727年、ピルミンは大公テウトバルトによってアルザスに追放をよぎなくされた。その後を継いだヘドダーは、アルザス大公エティコーの孫にあたり、これも追放の憂き目に遭ったのである。エティコーネン家の勢力は強大で、ヘドダーは同年にはや解放され、院長に復帰し、734年にはシュトラスブルク司教になって、アラマンネン掃滅に全力をあげることになる³⁾。その経緯は別として、この記事から、当時、ウーリがなお鄙遠の地であったことが理解される。

二番目の史料は、ルーツェルンの修道院ザンクト・レオデガルトに対する寄進文書である。この修道院は、おそらく740年頃、上記ヘドダーと宮宰ピピンの合意のもと、アラマンネン打倒の根拠地として建てられたが、当時まだ幼弱であったので、ピルミンの建設したムルバッハ修道院（アルザス、728年建立）の支持を受け、その監督下におかれたものとおもわれる。寄進文書は9世紀初めのものであるが、寄進を受けた院長はヴィヒャルト Wichardといい、彼の兄弟は、アラマンネン大公没落後、大公国の統治を委任されたフランク貴族ルーペルト伯であった⁴⁾。寄進文書によると、これまで国王に奉仕していた5家の自由民が、解放され、ルーツェルン修道院に奉仕をする、というものであるが、その領地は、Kriens, Horw, Oeggischwand, Rümliqbach, Emmenwald, Küsnacht, Alpnach, Sarnen, Giswilなど、フィアヴァルトシュテッター湖周辺に散らばっており、同湖周辺部の開発が徐々にすすんでいることがわかる⁵⁾。それらの土地は、旧大公領、いま王

原スイス誓約同盟関係図



領地となっていたものであろう。9世紀に入っても、その修道院の領地は変わっていない。同院の母修道院に当たるムルパッハも、もちろん、同地に領地をもっており、794, 835年の二史料によれば、Muttenz, Pratteln, Möhlin, Onoldswilを領有している⁶⁾。

三番目の史料は、チューリヒのフラウミュンスター女子修道院建立文書である。この修道院は、853年、ルートヴィヒ・ドイツ王が建て、娘ヒルデガルトを院長としたものであるが、王はこれに「ウーリ郡 pagellus Uroniae」を寄進した⁷⁾。パーグスとあるからには、一応、行政組織の中に組み込まれていたと判断される。857年には、同王は、ヒルデガルトに忠実に仕えた司祭ベロルトに、チューリヒの聖ペーター教会と、ウーリのBürgeln, Silenenにある礼拝堂capellaを与えている⁸⁾。858年には、同王は、フラウミュンスターにまとまった王領地Chamを与えた⁹⁾。このカムという土地は、ツークZug湖北端にあり、チューリヒとウーリの交通が便利になったことを意味する。

しかし、カロリングの崩壊とともに、フラウミュンスターは大きく領地を失い、924年の文書によれば、Zürich, Maur, Rümlang, Wipkingen, Boswilの領地名はあがっているが、ウーリの地名は欠けている。952年、国王オットー1世は再び、ウーリを含めたフラウミュンスターの旧領地復活を認めたが¹⁰⁾、これは、シュヴァーベンに楔を打ち込もうという帝国教会政策の現れと解され、また、チューリヒを足場として、カロリング同様、アルプスの諸峠の通路を確保しようとしたものとおもわれる。

995年、さっそくフラウミュンスター修道院は、ウーリに対して、十分の一税を要求したが、住民側は、父祖の代に、領主権にともなう十分の一税については蠟貢租を納めることで決着し、当該税からは免除されているはずだ、と拒否した。しかし、修道院側は、穀物、乾草、牧羊についての税が残っていると主張し、これは、認められざるをえなかった¹¹⁾。13世紀にいたっても、これらは徴収し続けられている。この文書で注目すべきは、「ウーリの住民たち inhabitantes Uroniam」¹²⁾という表現が出てくることで、すでに住民は自治能力のある統一体として登場しているのである。14世紀、フラウミュンスターのウーリにおける領地は、なお、Schächental, Silenen, Geschönenの三主農圃をはじめとして、80農圃、160地所に及んでいる¹³⁾。

つぎにシュヴィーツであるが、初期の住民は現在のシュヴィーツ村を中心としていたとみられる。これが成長途上において衝突するのが、アインジューデルン Einsiedeln 修道院である。同院は、隠修士マインハルト Meinhard の庵に発するが、934年、シュトラスブルクの聖堂参事会員エーベルハルトによって、修道院とされた。そのさい、シュヴァーベン大公ヘルマン (926-949) によって、数人の家臣の領地を寄進させたといわれる¹⁴⁾。965年には、ゼッキンゲン女子修道院と土地交換し、チューリヒ湖南端部の Ufenau, Pfäffikon, Uerikon, Meilenなどを獲得した¹⁵⁾。おそらく972年、レンツブルク伯ウーリヒ Ulrich von Schänis-Lenzburg (+972) が、在シュヴィーツの2つの農圃を寄進をしたらしく、同年の皇帝オットー2世の同院所領確認状に、シュヴィーツ (Suittes) の地名が現れてくる¹⁶⁾。やがて同院は、南のアルプス山地にむかって開墾を進めていき、シュヴィーツ住民と接触することになるが、その前に、レンツブルク伯のことは見ておかなければならない。

レンツブルク伯は、ブルグ市の南10km.のレンツブルクに本拠をおく、11, 12世紀北スイス最有力の貴族であった。その史料初出は、上述972年頃のアインジューデルン寄進文書であるが、11世紀初めには、みずからの修道院を建て、建立者ベーロ Bero 伯の名をとって、ベーロミュンスター Beromünster (ゼムパッハ北方10km.) と称するが、1036年、ウーリヒ伯の寄進によれば、同院はアルト Arth (ツーク湖南端)、ザールネン Sarnen, アルプナハ Alpnach, キュスナハト Küssnacht

に大きな領地をもっており、レンツブルクの所領範囲がフィアヴァルトシュテッター湖周辺全域に及んでいたことが知られる。上述のアインジーデルンへの寄進地も、アルトから東方へ入ったあたりと推測される¹⁷⁾。レンツブルク伯は、1173年断絶するまで、ベーロミュンスターに対する守護権だけでなく、フラウミュンスターの守護権、さらにはチューリヒガウのガウ伯Gaugrafを保持し、12世紀半ばには、国王コンラート3世から、ルクマニアーLukmanier峠、ザンクト・ゴットハルト峠の南側にあたるプレーニオBlenio、レヴェンティーナLeventina渓谷地帯の守護権をも与えられているのである¹⁸⁾。レンツブルクの断絶後、それを継承したのはツェーリンガーZähringer家であった。

ところで、論をシュヴィーツに返すと、12世紀に入って、同住民とアインジーデルンの衝突はにわか急を告げることになった。すなわち、1114年、修道院長が、在バーゼルの皇帝ハインリヒ五世に訴えているところによると、レンツブルクとシュヴィーツ住民が自分たちの世襲地と称して、修道院領に侵入し、開墾をしているというのである。皇帝の審判は、未開墾地はすべて皇帝に属し、その土地を修道院に寄進したのであるから、シュヴィーツ側が不法である、というものであった¹⁹⁾。しかし、紛争は止まず、1143年、1217年と続いて、国王への提訴となった。1217年の国王代理の審判官となったのは、ハプスブルク伯のルードルフ二世であった。ハプスブルク家は、1173年、レンツブルク家の断絶にさいして、同家の遺産相続にあずかったが、その一部にチューリヒ湖・リーマツ河西側とロイス河間の伯権がふくまれており、シュヴィーツがその範囲内に入っていたことから、ルードルフは調停者と呼ばれたのである。彼は双方の主張する境界線を御破算にし、現状に立った、つまり住民側に有利な境界線を裁定した²⁰⁾。1114年の文書で、シュヴィーツ住民は「cives de villa Svites」と表現されているが²¹⁾、1240年の皇帝フリードリヒ二世の発布した文書には、「universis hominibus vallis in Swites……tanquam homines liberi, qui solum ad nos et imperium respectum debebatis habere」²²⁾とあって、彼らが自由にして、かつ統一ある団体を構成するにいたっていたことがわかる。この闘争はなお続き、やがて決定的衝突へと発展していくのである。

三番目のウンターヴァルデン Unterwalden 東のニートヴァルデン Nidwalden (中心はスタンス Stans) と西のオブヴァルデン Obwalden (中心はザールネン Sarnen) の二渓谷からなる であるが、ここには、上述したルーツェルン修道院がもっとも早く、次いでベーロミュンスター修道院が領地をもち、それぞれ開発に努めていた。その中心は、スタンス、アルプナハ、ギスヴィル、ザールネンにあったが、例えば14世紀の記録によると、ルーツェルン修道院はスタンスに三つの主圃 Meierhof の下に、18の世襲農民保有地をもっており、相当大きな荘園経営を展開していたことがわかる²³⁾。ただし、山間部に入ると、耕地は狭く、古典的な形での荘園制を形成することはできなかった。11世紀に入ると、ハプスブルク家がムーリ修道院を建て、同院はだれから取得したかわからないが、ブオクス Buochs、ケルンス Kerns にまず領地をもっている。次いで寄進や購入によって土地をふやし、13世紀には20余の土地名があがっている。興味深いのは、ムーリの取得地がアルプ(放牧斜面)に重きをおいている点で、牛、羊の放牧から生ずるチーズが、封建的貢納物の中心をなしている²⁴⁾。

ウンターヴァルデンで目立つのは、エンゲルベルク修道院の存在である。同院は1120年頃、Konrad von Seldenbürgen-Regensbergによって設立され、シュヴァルツヴァルトの改革修道院ザンクト・ブラージエン²⁵⁾から、修道士を招いたものである。中心は、エンゲルベルク、ティトリス

Titlisにあったが、1190年頃の土地台帳によれば、その領地は130ヶ所に及んでいる。そして、注目すべき点は、同院が、他領主の支配の排除、領地の交換や購入によって領地を中心に集積し、一円支配を実現したことである。そこでは、経営がしっかり行われただけでなく、領民の離散をできるだけ防ぎ、裁判をきっちり行って、さながら独立国家の様相を呈した。エンゲルベルクのこの独立性が否定されるのは、じつに1798年のことである²⁶⁾。

13世紀に入ると、ウーリ州との境を越えて、エンゲルベルク領へのウーリ住民の開墾進出が起こり、紛争となったが、深刻な争いには発展しなかった²⁷⁾。エンゲルベルクは既得の領地で十分であったからである。

ウーリ住民の進出意欲はすさまじく、12世紀末には、本来境界線となるはずのクラウゼン峠を越えて、東に隣接するグラールス州に入り込んでおり、1196年の調停で、ウーリの既得権が認められた²⁸⁾。

ウーリとシュヴィーツの境界線についても、決定をみたのは1350年のことであるが、事実上は、12世紀後半には決着がついていたようである²⁹⁾。

かくして、森林三州は、13世紀初頭には、隣接する修道院と境界争いをし、あるいは州相互の境界線を決定するまでに、渓谷沿い一杯に開墾をおわった訳であるが、その時点で、この三州をさらに結束させる出来事が起こった。すなわち、ザンクト・ゴットハルト峠の開通がそれである。次に、そのことを見ていこう。

注

- 1) 本節は、H.Büttner, Zur politischen Erfassung der Innerschweiz im Mittelalter (Ders., Schwaben und Schweiz im frühen und hohen Mittelalter, VuF. , 1972, S.281-326) に負うところが多い。
- 2) Eto, Augiae abbas, a Theodebaldo ob odium Karoli in Uraniam regelatus, sed eodem anno pulso Theodebaldo a Karolo restitus est.MG.SS. , 98; Quellenwerk zur Entstehung der Schweizerischen Eidgenossenschaft, .Urkunden, Bd. 1 (以下、この史料集にかぎり、QW.と略す), Nr. 4 (S.2).
- 3) W.Oechsli, Die Anfänge der Schweiz. Eidgenossenschaft, Zürich 1891, S.27f.; K.Beyerle, Zur Einführung in der Geschichte des Klosters (in: Die Kultur der Abtei Reichenau, Bd.1, München 1925), S.58; Th.Mayer, Die Anfänge der Reichenau, ZGORh.101 (1953), S.315; Büttner, S.284.usw.拙論「アラマンネン大公国とライヘナウ修道院」(瀬原『ドイツ中世農民史の研究』未来社、第四章)を参照。
- 4) Büttner, S.285. なお、ルーペルトの祖父は、親フランク的アラマンネン貴族ネビNebi伯で、同家にまつわる凄惨な事件が、「ニーベルンゲンの歌」の素材をなしたといわれる。ネビの孫娘ヒルデガルトは、カール大帝の初期の妃となり、ルートヴィヒ敬虔帝の母となった。さらに、ルーペルトの子カンコールCancorは、764年、ヴォルムス市のライン河対岸にロルシュ修道院を建立した。拙著『農民史の研究』98-101, 120頁。
- 5) QW., Nr.9, 1-6.
- 6) Büttner, S.284-287.
- 7) QW., Nr.12. <pagus>とあるから、これが、ウーリ全域を寄進したものか、その中の一部をなす王領地を贈ったものか、論争があるが、同地域に居住する自由民は、みな国王に所属する者、とエクスリは解釈している。Oechsli, S.30f. なお、エクスリの書物(27-103頁)は、諸領主の土地所有、経営について詳細に述べており、今日なお参照に値する。
- 8) QW., Nr.13.

- 9) QW., Nr.14.
- 10) QW., Nr.32.
- 11) QW., Nr.34 ; Oechsli, S.35.
- 12) Ebenda. Cumpold , Liuterich はじめ , 19人が連署している。
- 13) QW. .Urbare u. Rödel , Bd.2, S.244.
- 14) QW., Nr.28.
- 15) QW., Nr.41.ゼッキンゲン女子修道院は、交換物として、Schaanの土地、ヴァーレン湖渡航権、Wallenstsadtをえた。同修道院については、拙著『農民史の研究』90頁を参照。
- 16) QW., Nr.42, 43. ; Oechsli, S.62. レンツブルク家によって寄進され、かつ封地として請け戻されたこの二つの農圃は、相当の大きなものであって、のち1273年、ハプスブルクのルードルフ（国王）によって買入れられたが、1281年、そこから上がる租税は28マルクにたった。同じ時、シュヴィーツ州の自由民全体からの租税が60マルクであったというから、その大きさが推し量られる。A.Heusler, Schweizerische Verfassungsgeschichte, 1920, S.59.
- 17) QW. , Nr.72 (S.35), Zeil, 22.
- 18) Büttner, S.295f.; K.Meyer, Über die Einwirkung des Gotthardpasses auf die Anfänge der Eidgenossenschaft (ders., Aufsätze und Reden, 1952), S.4f. なお、レンツブルク家の系図については、Oechsli, S.113 ; QW., S.25.をみよ。
- 19) QW., Nr.104. このとき、レンツブルクがシュヴィーツ側に立ったのは、その立場を示す法的地位が明記されていないので、おそらく土地領主の立場からであった、とおもわれる。すなわち、同家所属農民とシュヴィーツ住民とが、共同地使用を仲立ちとして、いわゆるマルク共同体を結成していたところから、同家がシュヴィーツと共同歩調を取ったのである。この訴訟は、シュヴィーツ側の敗北におわり、レンツブルクのルードルフは100ポンドの罰金を課せられた。この1114年と続く1213年の争いについて、詳しくは、Oechsli, S.109-114.をみよ。
- 20) QW., Nr.252. この文書において、ルードルフは、<von rechter erbeschaft rechter voget und schirmer>, <ex legitima hereditate advocatus legitimus et defensor praescriptorum hominum de Swiz>, つまり、「世襲の法もとづいて任命された正規の守護」と称しており、ここでは伯位と守護とが同一視され、また守護職Vogteiが、教会の世俗代理人、守護者という狭い理解の仕方から、地域の平和守護者、公的権力に変貌しつつあったことがうかがわれる。Büttner, S.298 Anm.77.
- 21) Ibid., S.120. このとき、シュヴウーツ自由民を代表したのは、Konrad Hunne, Wernher Weibelらであり、彼らの開墾地が父祖の代から、他からの異議なく、平和に受け継いできた土地であると、涙ながらに訴えた（Das klegten siu mir weinlich）という。なお、Hunne, Weibelは、ラント裁判主宰の役職名であり、それが姓となっている。Oechsli, S.121.
- 22) QW., Nr.422.
- 23) Oechsli, S.70. 両修道院の領地規模、経営については、Ebenda, S.67-78.を参照。
- 24) Ibid., S.80f. ムーリ修道院については、拙稿「ハプスブルク家の起源とその初期所領」（『立命館文学』575号, 2002年）, 35頁以下を参照。
- 25) ザンクト・ブラージエン自体も、ウンターヴァルデンに相当大きな領地をもっていた。Oechsli, S.81.
- 26) Oechsli, S.82ff. ; Büttner, S.299ff.
- 27) Büttner, S.303f.
- 28) QW., Nr.196.
- 29) Büttner, S.305. シュヴィーツ住民の関心が、北方のアインジーデルンの方に向いている間に、ウーリはシジコンSisikonを入手したのである。

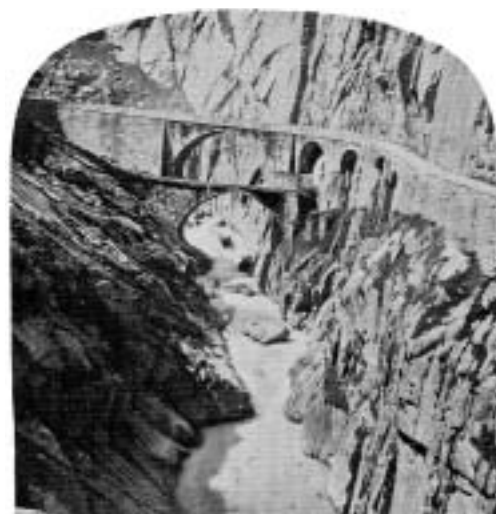
2 ザンクト・ゴットハルト峠の開通

古来アルプスの峠は、南北ヨーロッパの交通において重要な役割を果たしてきた¹⁾。ローマ帝国から中世前期には西の大サン・ベルナル峠、東のブレンナー峠がよく使われたが、アルプス中央部では、ビュンドナーの諸峠 Bündner Pässe と呼ばれる峠、すなわち、西からルクマニアー、シュプリーゲン Splügen、セプティマー Septimer、ユリアー Julier の峠が利用された²⁾。これらは、いずれも前ライン河 Vorderrhein 上流に出て、河を下り、クーアに出て、そこからコンスタンツ湖へ、あるいはヴァーレン湖を経て、チューリヒへといたる経路をとり、ライン河本流両岸の先進地帯へ出るには、大きな回り道を意味した。

最中央に位置するザンクト・ゴットハルトの開発が遅れたのには、それ相応の理由があった。峠の事実上の頂点を意味するアンダーマツト Andermatt から峠を越え、イタリア側に下る南斜面は、急傾斜とはいえ、さほど難所ではない。問題は北側にあり、アンダーマツトとゲッシェーネン Geschönen 間のシェレーネン Schöllenen 峡谷にあった。ある地理学者の表現によれば、「ゲッシェーネンを過ぎていよいよ峡谷にかかると、直立する谷壁は時に比高300メートルにも達し、街道は泡立つ奔流を三度び横切つてのち、有名な<悪魔の橋>に達する。……この橋の上手では峡谷は全く閉ざされたように見え、奔騰するロイス河の飛沫が谷壁を駆けのぼる壮観に接する」³⁾ という難所なのである。この難所を開削するには、住民の総力を結集しなければならなかった。

ところで、このシェレーネン峡谷とザンクト・ゴットハルト峠とのあいだに挟まれた地域は、ウルゼレン Urseren と称せられ、中世末期まではほとんど無人の地であった。ここへ人が住むようになるのは12世紀からで、その住民は、ヴァリス Wallis 人であった。彼らはもともとローマ帝国時代ラエティアに住むケルト系民族で、ゲルマン人の侵入にともなって、西に移動し、アラマンネンの西方進出のため、ローヌ河上流域に追い詰められるにいたっていた。その後アラマンネンのローヌ上流へのさらなる浸透圧迫、あるいはヴァリス内の人口過剰によって、その一部が逆に東方に植民するにいたったものである。その経路は、フルカ峠の手前で南に折れ、マジギア溪谷 Valle Maggia を経て、Val Medel、あるいは Rheinwald の地に入ったとおもわれる。植民の東端は、前ライン河をやや下った Obersaxen、西方は前ラインを溯って、オーバーアルプ Oberalp 峠をこえ、アンダーマツトを中心とするウルゼレンの地に入った。植民の時期は、9世紀からといわれるが、主としては12世紀に入ってからであろう⁴⁾。彼らの植民地全体の中央に位置しているのが、ディセンティース Disentis である。

ディセンティースは、ルクマニアー峠街道が前ラインに合流する地点にあり、7世紀の初め、聖コロンバーヌスの弟子の一人によって、ここに修道院が建てられた⁵⁾。以来、ドイツ皇帝のイタリアへの交通路確保の役割をおわされ、例えば、フリードリヒ・バルバロッサは1154年、同院にブレニオ溪谷の土地を多数贈っているが、それらはブレニオ街道最北端の Olivone から、Biasca、Bellinzona、Monte Cenere、Varese (コモ西方20km.) にまで及んでいる。この間の行程は、4日間かかったといわ



手前が古い「悪魔の橋」。1888年8月2日撮影。
撮影直後、出水のため橋は壊れた。
Mittler, Pässe Brücken, S. 73.

れ、寄進地はその宿泊地に見合っただけでなされたものである⁶⁾。また、修道院の構成メンバーをみると、Obersaxen (Sursaxa) 出身者が多い。17世紀初頭の写本によれば、「1225年、院長ブルカルドゥスはヴァリス人 Valesianus、他の修道士すべてもヴァリス人であった」として記されている⁷⁾。

おそらく、このウルゼレンの地に居住したヴァリス人が、シェレーネン峡谷の開削にもっとも積極的に関与したのではなかろうか。植民の過程の中で、険阻なアルプス山中を東西に抜渉し、イタリアとの交易にも従事するという経験が、彼らにこの難事業の意義をもっとも良く理解させ、それに立ち向かわせたものとおもわれる。その証拠に、ザンクト・ゴットハルト峠開通後、＜悪魔の橋＞の維持権、その橋で徴収される通行税 Teilballe の徴収権はウルゼレンのヴァリス人の保持するところとなっているのである⁸⁾。しかし、人口も乏しかったであろう彼らだけで、シェレーネン全体の歩行路を絶壁の岩肌から刻みとることはできない。その事業こそは、ウーリの住民の仕事であり、さらに両者の協調の背後には、ツェーリンガー家の調整があったのではないかとおもわれるのである。

ツェーリンガー家は、ニーダーシュヴァーベンの豪族であるが、聖職叙任権闘争にさいしては、対立国王ルードルフ・フォン・ラインフェルデンを擁護し、1079年シュヴァルツヴァルトを越えて、ブライスガウに出、そこにツェーリンゲン城を建て、また1120年都市フライブルク・イム・ブライスガウを建設した。1098年、シュタウフェン家と長年争ってきたシュヴァーベン大公位を放棄し、その代償として、皇帝ハインリヒ5世よりチューリヒ帝国守護職 Reichsvogtei を封として譲られたが、この守護職はあとでも見るように、中央スイス全域を包括する大きな権力であり、イタリアへの進出意欲をかきたてるものであった。それよりさき1090年、ラインフェルデン家が断絶すると、ツェーリンガーはその遺領を継承することになるが、それには東ブルグント（ユラ山脈以東、ジュネーヴ湖以北）の総督職 Rector Burgundiae も含まれていた。この地位は1157年、ベルトルド4世まで保たれたが、1156年、国王フリードリヒ1世バルバロッサが、ブルグント王女で、その遺領相続人のベアトリクスと結婚すると、事態は一変した。すなわち、バルバロッサはツェーリンガー圧迫の政策に出、ブルグントへの進出を阻止し、さらにヴァリス州西部で勢力を蓄えてきたサヴォア伯家が大サン・ベルナル峠を独占的に支配下におくことにした。ここにツェーリンガーは、スイス中央部からの南下を図るしかなかったのである⁹⁾。

ツェーリンガーは、チューリヒ帝国守護職の地位を利用して、ウーリ州近辺在住の土地領主を自己の支配下におき、あるいは自己の家臣をウーリへと移住させて、勢力の浸透を図った。その前者の典型が、ラッパースヴィル Rapperswil 伯であるが、同家はチューリヒ湖南端北岸出身の領主で、1239/40年から1283年までウルゼレンの帝国守護権を封として保持するという家柄であるが、同時にツェーリンガーの家臣として、ウーリの Schad (tt) dorf と Geschönen に土地をもち、そこに塔付き館を構えている。そのほか、Regensberg 伯、Homberg 伯、Briens の守護、Belp、Hasenburg、Grünenberg、Utzingen の各自由人領主などが、同様であった。ウーリ州随一の有力自由人領主 Attinghusen-Schweinsberg が、ウーリと同時に、ベルンの Emmentale においても領地と館をもっているのも、ツェーリンガーの一党であったところから説明されうる¹⁰⁾。

ラッパースヴィル伯は、1227年、家門修道院としてシトー派修道院ヴェッティンゲン Wettingen (チューリヒの北西20km.) を設立したが、1241年の寄進状によると、同伯は300マルクに値するウーリの領地を寄進したといわれる。それは、Schattdorf の館と土地であった。寄進状作成にあたっては、同地の上級支配権者であるチューリヒのフラウミュンスター修道院長と、居住農民全員

universitasが立ち会い、同意をしている¹¹⁾。1290年には、同女伯エリーザベトは、428マルクで残りの在ウーリの領地をヴェッティンゲンに売ったが、これはゲッシェーネンの館と土地であった。この土地の重要性にがんがみて、1291年、フラウミュンスターはヴェッティンゲンからそれを一度は購入したが、1294年、話し合いの結果、ヴェッティンゲンが再度買い戻しているのである¹²⁾。なお、ウーリにおけるヴェッティンゲンの領地、諸権利はすべて、1359年、8448グルデンの売却価格でウーリ州民の手に移ったのであった¹³⁾。

では、ザンクト・ゴットハルト峠の開通は何時ごろといえるのであろうか。これには、1)ローマ帝国時代から連続していた、遅くとも10世紀初頭に溯るとする説、2)12世紀前半とする説、3)13世紀30年代とする説、の三通りがある。第一の説については、917/18年のルーツェルン修道院への一寄進史料が根拠となるが、それによれば、エルモルド Ermoldなる男がイタリアでの戦争から脱走して帰国するさい、この峠を使ったことを示唆している。しかし、この史料は偽造の疑いが濃い¹⁴⁾。

第二の説の根拠は、いくつかあげられるが、1140年ごろ、国王コンラート3世が、峠の南側にあたるレヴェンティーナ溪谷の管理権をミラノ聖堂参事会から取り上げ、レンツブルク伯に委ねたこと、峠頂上の聖ゴットハルト宿坊の奉献がミラノ大司教ガルディーノ Galdino (1176)によって行われていること、その宿坊と対になるサン・ラザール宿舎の建設がウーリの Seedorfで行われたのが1197年であること、上述の自由人領主アッティングハウゼンのウーリ来住が12世紀末であること、などである。

第三の説 峠開通の重要性に、ほとんど最初といってもいいほど、注目した史家 A.シュルテは、開通の年代を1218-1225年と推定した¹⁵⁾ は、文書史料によってはっきり確認できるもので、1234年のザクセンのヨルダン Jordan von Sachsenによる峠通過記録、また1236年のシュターデのアルベルト Albert von Stadeの旅行記録などがそれである。それには、さらに1230年の聖ゴットハルト礼拝堂(おそらく再建されたもの)の奉献記録、1237年のオスコー Osco(レヴェンティーナ溪谷中流)の荷駄運搬組織の記録、1239/40年のラッパースヴィル家へのウルゼレン帝国守護職の授与などが加わる¹⁶⁾。

第一説は問題外として、後二者のいずれが正しいかは、にわかに判定し難いが、強いて選ぶとすれば、第二説を取りたい。その根拠は、上記のほかに、13世紀に入った途端に、ディセンティース修道院の活動がにわかに衰えたことがあげられるし¹⁷⁾、またルーツェルン市の台頭が、12世紀末に当たっていることがあげられよう。

確かに、史家 F.ギューターボックが指摘するように、ルーツェルンは1210年までは <locus><villa> と称され、1234年、1238年、1241年にいたって、ようやく <civitas> と表示されていることから、1230年代に明確に都市化したことが推測されるが¹⁸⁾、しかし、ルーツェルンの都市化の起源は、もっと早めに設定してもよいようにおもわれる。K.マイヤーは、1170、80年代のムルバッハ修道院長コンラートが、ルーツェルン近傍の自由人領主エッセンバッハ Eschenbach の出身であったこと、その分院であるルーツェルンの聖レオデガルト院長ウールリヒも、同じエッセンバッハ家出身であること、後者が都市領主として樹の制定権をもっていたこと、同じ時期のルーツェルンの代官フンヴィル Hunwil 家が、エッセンバッハ家のミニステリアルであったこと、1190年頃からルーツェルンの週市が始まっていること、1178年ロイス河流出点にあった住民用の聖ペーター礼拝堂が正規の教会に昇格され、住民数の増加が推定されること、などから、都市ルーツ

エルンの起源を1170年代としているが、肯定できる結論とおもわれる¹⁹⁾。そして、こうしたルーツェルン市の台頭が、ザンクト・ゴットハルト峠の開通と関連していることはいうまでもないであろう。シュルテの説く1218-1225年は、峠の利用の恒常化を示す年代ではないかと考えたいのである。

では、開通後の貨物運搬組織はどうなっていたのであろうか。まず14世紀末のセプティマー峠の史料があるので、それからみよう。それによると、運搬組織を<タイレ Teile>、あるいは<Porten>、<Roden>と呼び、荷物配分差配人 Partior ballarum, Teiler セプティマーの場合、彼らは貴族であった が選ばれ、彼らが荷物運搬の人選を行った。運搬は農民の副業として権利と化し、その権利が借金の抵当となっている例がある。運搬は馬、牡牛、騾馬を用い、それが用をなさない場所では、背負い具を負った人力によった。背負う単位である1荷<ball>の重さは50kg.である。運搬の範囲は1日、ないし2日ときめられており、キアヴェンナ Ciavenna ~ クーア間74km.を6日間で運び、その間に Viscoprano, Bivio, Tinzen, Lenz の4カ所で交替、引き継ぎが行われた²⁰⁾。

ザンクト・ゴットハルトの場合には、ミラノから峠を越えて、Untersee のフリューエレン Flüelen 船着場まで、わずか5泊6日間しか掛からず、その至便性がうかがわれる²¹⁾。

運送賃金をみると、これは14世紀末のルクマニア峠の例であるが、嵩高い羊毛は1 ballにつき、平地で1日2シリング、山路で6~7シリングであった。途中宿泊する山小屋 Sust での荷物保管料は、平均1泊2 1/2ペーニヒである。コンスタンツ クーア ルクマニアー ビアスカ ベリンツォーナ間の所要日数は、大体18日、運送賃金は計5ポンド10シリング5ペーニヒ、荷物保管料計4シリング1 1/2ペーニヒであった。それに、この間、11カ所で関税を納めねばならず、その合計額は1ポンド15シリング11ペーニヒにのぼった。所要経費総額は、7ポンド10シリング8ペーニヒであり、百分比すると、関税23.88%、運賃73.40%、宿泊費2.72%であった²²⁾。それにしても、北ヨーロッパの羊毛が、これだけの運送費と日数をかけて、山岳を越えてイタリアへ運ばれたというのは、驚異のほかはない。

イタリアから同区間の帰りの運賃は、おそらく胡椒などを中心とした小荷物が主であったようで、1 ballにつき平地1.3シリング、山路6~7シリングで、計4ポンド5シリング11ペーニヒとなっている。関税、宿泊費はほぼ同額である²³⁾。

ザンクト・ゴットハルト街道の運搬組織も大体同様であった。1315年ウルゼレンとレヴェンティノー間に協定ができ、商人が一人の「案内人 Fürleite (兼強力)」を雇って、荷物を運ぶことが可能となっている。1383年には、Untersee のフリューエレンからベリンツォーナまでの「速達便 Eilgutordnung」も生まれている。フィアヴァルトシュテッター湖の舟運権はルーツェルンが握った²⁴⁾。

道路の維持・修復は、当該地区の各州の義務であったが、例えば、ゲッシェーネンのつい下流に当たるヴァッセン Wassen 村教区には、12の木橋があり、7年毎に架け替えねばならなかった。ウーリ州では、住民に1年1日の賦役が課せられていたが、それ以外でも、年間100ポンドの支出が必要であったといわれる。出水のときは大変で、1480年の土石流のときには、上流のウルゼレン人だけでは手に負えず、誓約同盟に援助を乞い、受け入れられたのであった²⁵⁾。

注

- 1) アルプスの峠について、地理学的に概観した優れた論文として、山口平四郎「アルプスの峠と隧道(上)(下)」(『立命館文学』119, 200号, 1955年)を参照せよ。
- 2) ピュンドナーの諸峠については、A.Schulte, *Geschichte des mittelalterlichen Handels und Verkehrs zwischen Westdeutschland und Italien mit Ausschluss von Venedig*, 1900, Bd.1, S.357-37. 山口論文, 119号, 21頁以下。
- 3) 山口論文, 19頁。
- 4) K.Meyer, *Die Walserkolonie Rheinwald und die Freiherren von Sax-Misox* (ders., *Sufsätze u.Reden*), S.196f.; I.Müller, *Die Wanderung der Walser über Kurka-Oberalp und ihr Einfluss auf den Gottardweg* (c.11-14.Jh.), *ZSG*.16 (1936), S.353f.
- 5) Dierauer, *Geschichte der schweizerischen Eidgenossenschaft*, Bd.1 (3. Aufl., 1919), S.43.
- 6) I.Müller, S.389.
- 7) *Ibid.*, S.371f.
- 8) *Ibid.*, S.403; Büttner, S.311f.
- 9) ツェーリンガー家については、さしあたって拙著『ヨーロッパ中世都市の起源』(未来社, 1993年) 420-23, 430頁以下。サヴォア伯家については、J.Dierauer, S.83f.; E.Gagliardi, *Geschichte, der Schweiz*, Bd.1 (3.Aufl., 1938), S.133f.; H.C.Peyer, *Die Entstehung der Eidgenossenschaft* (*Handbuch der Schweizer Geschichte*, Bd.1, 1970), S.164.を参照。
- 10) Oechsli, S.50f.; K.Meyer, *Der Ursprung der Eidgenossenschaft*, *ZSG*.21 (1941), S.617f., 622; Büttner, S.306-308.
- 11) QW., Nr., 443, 452. 後者の文書は、1年後の1242年発行のものであるが、趣旨は同じ。立ち会の住民が、前者では*presentibus incolis eiusdem loci*とあるのが、後者では*universitas*と記されている。さらに、修道院に年々支払う地代は、住民たち自身で決定するとされており、住民の地位が高まっていたことを示している。
- 12) QW., Nr.1625. u. Büttner, S.307.
- 13) Oechsli, S.59; Meyer, *Ursprung*, S.620.
- 14) Büttner, S.290.
- 15) Schulte, *Handel und Verkehr*, S.178; Güterbock, S.153. 峠開通の重要性に最初に着目した研究者は、W.エクスリであろう。Oechsli, S.221f. ピュットナーもまた、1218年説を取っている。Büttner, S.311. これらの史家が峠開通開始年を1218年としているのは、この年、ハプスブルク家がウーリの守護権を入手したことを根拠にしている。後出47頁参照。
「悪魔の橋 *Teufelsbrücke*」の史料初出は、『ハプスブルク土地台帳』で、「奔騰する橋 *die stiebende Brugge*」と記されている。Habsburg.Urbar, S.286. 「奔騰する」というのは、橋の上手の部分の描写で、その状況について、地理学者の叙述を再び引用しよう。「(悪魔の橋の上手)部分」は、開通当初には、Kirchbergの鼻に延長60メートルの棧道を作り、岩に嵌め込んだ錨とこれに連なる鎖によって、棧道を宙に吊って越えたという(山口論文, 19頁)。峠と「悪魔の橋」についての古いスケッチ、古地図、古写真を集めた書物としては、M. Mittler, *Pässe Brücken Pilgerpfade, Historische Verkehrswege der Schweiz*, Zürich 1988, S.73f.がある。
- 16) 以上の説については、I.Müller, S.399-407; Büttner, S.311.をみよ。なお、12世紀開通説を説くのは、イゾ・ミュラーのほかに、カール・マイヤーもそうである。I.Müller, S.391f., 401f.; K.Meyer, *Gotthardpass*, S.3.
- 17) I.Müller, S.391f.
- 18) F.Güterbock, *Wann wurde die Gotthardroute erschlossen?*, *ZSG.*, 19 (1939), S.121-154.bes., S.142-145. ギューターボックはカール・マイヤーに事々に反撥し、13世紀20年代の開通を説いている。そのさい、開通の発案者を皇帝フリードリヒ2世としているが(*ibid.*, S.149f.), 次節で見ると、峠の意義をもっともよく認識し、熱心に帝国の保護を願い出たのは、まずウーリ住民であり、それに触発されて、皇帝の関心が高まったようにおもわれる。

- 19) K.Meyer, Über die Gründung der Stadt Luzern (ders., Aufsätze u. Reden, S.179-195); Ders., Geschichte des Kantons Luzern, Bd.1 (Luzern 1932), S.161-623. ルーツェルン市民は, 1252年以来自治権を行使し, 1269年, 240ポンドを支出して市壁を構築したが, さらに1318年までに, 水塔, カッペル橋などを建造した。Meyer, Gotthardpass, S.12 Anm.2; QW. Urbare und Rödel, Bd.3, S.1.
- 20) Schulte, S.362f.
- 21) Ibid., S.458.
- 22) Ibid., S.368f. クーアでは三日間の足止めを強制された。
- 23) Ibid., S.369.
- 24) Ibid., S.404ff.; Oechsli, S.222f.
- 25) Schulte, S.406.; Oechsli, S.226f.

3 シュタウフェン朝末期の森林三州

本節では, 13世紀前半の森林三州における政治的成熟過程をみる¹⁾。

森林三州の住民は, もともとアラマンネン系で, 自由民の性格を多分に残しており, かつ山岳・溪谷へ進出するにさいしては, 開墾自由の権利が保障されたものとして, これを行ったのであった。彼らは, カロリング朝末期, 854年, トゥールガウ, 次いでチューリヒガウの伯の支配下におかれたが, 伯自身が年3回の「任意出頭の, 正規の裁判集会 echten ungebottenen Dinge」に臨むことはなく, 多くは百人組長 Hunnen od. Centenar が裁判を主宰した。住民たちは, こうした組長のもとで結束し, その結束は, さらに共同放牧地(アルプ)の共同使用を通じて強められた。チューリヒガウの伯には, 個々の人物が短期間任命されていたが, 968年よりネルンブルク Nellenburg 家が世襲することになり, 1056年, 叙任権闘争にさいして剥奪されるまで続いた。その後は, 上述のレンツブルク家がこれを受け継いだ²⁾。

ところで, すでに述べたように, 853年には, チューリヒにフラウミュンスター修道院が設立されることになり, 「ウーリ郡」がそれに寄進された。そのため, ウーリは伯権力を脱し, チューリヒ帝国(兼フラウミュンスター)守護権 Reichsvogtei のもとにおかれることになった。そして, 初期のころは, 同一人物がガウの伯職と帝国守護権の保持者を兼ねたようであるが, ネルンブルク家が伯権を世襲化する時期, 976年, 守護権はレンツブルク家に帰し, 同時に世襲化された。このチューリヒ守護権は, 諸侯渴望的であったようで, なかでもツェーリンガーがもっともこれを欲し, レンツブルクを臣下に加えたのち, しばらくレンツブルクに守護権の地位に止まらせてはいたが, 同家断絶後³⁾, 1172年, ツェーリンガーみずから守護職に就いているのである。しかるに, 1218年, そのツェーリンガー自体が断絶することになり, その家領はキーブルガー家に, チューリヒ, ベルン, ゴーロトゥルン, シャフハウゼン諸都市は帝国に帰属し, 帝国守護権もいったん帝国に帰属し, それから分割されて, 賦与されることになった。そのさい, ウーリは独立した守護領域となり, これを受領したのが, ハプスブルクのルードルフ二世(老公)にほかならなかった⁴⁾。

ルードルフがウーリの守護権を獲得したのは, おそらく皇帝フリードリヒ二世の北イタリアでの戦争に, 規定以上の期間, 従軍することを契約し, その契約金の担保として, 守護権をえたものであろう⁵⁾。したがって, 獲得した時期は1218年ではなく, その数年後, あるいは有名な1231年の自由特許状の出される数カ月前ではなかったか, とさえ推測される。何故なら, 抜け目のないハプスブルクの家領化政策に敏感なウーリ住民が, 1231年まで, 十三年間を無為に待っていたとはおもえ

ないし、担保の解除というのであれば、担保設定直後の方が容易であったはずである⁶⁾。

その自由特許状であるが、1231年5月26日、皇帝の息子で、ドイツでのその代理人である国王のハインリヒ七世によって、ハーゲナウ Hagenau で発せられたものである。

「これにより諸君らをハプスブルク伯ルードルフの占有より買い戻し、解放した。今後は、授与によってであれ、担保としてであれ、諸君らを手放すことをせず、永久にわれわれと帝国の奉仕のために保持し、保護することを約束するものである。」⁷⁾

そのために、フォークト税、あるいは担保解除のための臨時賦課金 *precaria* の納付は、国王の側近アーノルト・フォン・アー Arnold von Ah に対してなされるべきである、とされた⁸⁾。ウーリ側は、隆盛にさしかかったゴットハルト峠利用から入る自己資金と、借入金によって、担保を解除し、借入金は年賦で償還していった。1233年6月5日、ヴェッティンゲン修道院が国王ハインリヒに、ウーリによって以前より高額の「租税と貢租 *exactione seu tallia*」を課せられていると訴えているのは、これと関連しているであろう⁹⁾。この自由の買い戻し行為が、ウーリ住民自身の要望から出たものであることはいうまでもない。

しかし、皇帝側にも、ゴットハルト峠を解放しておく必要性が急速に生まれていた。さしあたって皇帝フリードリヒ二世は、1236年、1237年、ブリクセン、トリエント両司教管区を支配下におき、ブレンナー峠を通して大軍を南下させ、ミラノをコルテヌオーヴァ Cortenuova の戦いで破ったが、そのミラノは、1229年「ドイツからイタリアに入る入口の鍵 *clavis introitus a Germania in Italia*」コモ市を同盟に引き入れて、その地位の維持をはかっていた。1239年には、教皇グレゴリウス九世が皇帝に破門を宣言し、皇帝の苦境はますます増大した。しかし、その1239年、コモはミラノを離れて帝国に復帰し¹⁰⁾、皇帝は愁眉を開くことになる。

他方、ハプスブルクの方は、担保解消の弁済金のほかに、代償としてフリックガウ（ハプスブルク城の北側）の伯職を獲得し¹¹⁾、家領の統合化を一步進めた。しかし、ゴットハルト峠への関心は失われてはいない。1232/34年、ハプスブルク家が本家とハプスブルク・ラウフェンブルク系に分かれたとき、領地分割にさいして最後まで紛糾した諸権利の中に、ライデン Reiden（ルーツェルンとバーゼル間の陸路のちょうど中間点）の税関の問題があり、争いの結果、本家のアルブレヒト四世の所有となったが、関税収入が増加していたことがうかがわれる¹²⁾。そして、ルードルフ四世（国王一世）のときであるが、1280年代、国王はウルゼレンの帝国守護権を、ホスペンタール Hospental の税関ともども、ラッパースヴィル家断絶の機会を利用して、同家から息子のアルブレヒトへと移管し、ウーリの峠独占に制限を付すことに成功した¹³⁾。さらに、1291年、ハプスブルクがムルバッハ修道院からルーツェルン市を購入し、そこを、ザンクト・ゴットハルトからルーツェルンにいたる交通路の集中的関税徴収所としたこと¹⁴⁾、南北からウーリを挟撃するという同家の対ゴットハルト政策は完成を見たといえるであろう。ウーリとしては、ハプスブルクのこうした挟撃体制を打破するためには、ゴットハルト街道の北側出口にあたるウーリ湖の両岸、すなわち、シュヴィーツとウンターヴァルデンとの提携を固めておく必要があった。やがてのシュヴィーツ、ウンターヴァルデンとの同盟は必然であったのである。

では、ハプスブルクの帝国守護から解放されたウーリの、日常行政はどうなっていたのであろうか。住民は多くの自由民¹⁵⁾、フラウミュンスター修道院所属民、ヴェッティンゲン修道院所属民からなっていたが、両修道院はともに遠隔地にあり、かつ支配が緩やかで、所属民は自由民と異ならなかった¹⁶⁾。また、三者とも共同放牧地を共同に使用するところから、日常交流は頻繁であり、身

分的差異はほとんど感じられなかった。13世紀に入ると、カロリングの「正規の裁判」はラント裁判へと変わり、上級裁判とともに、下級裁判も兼ねていたとおもわれる。裁判は、いわゆるヴァイトフーベ Weidhube と称される場所で開催され、おそらく州の住民全員が出席したであろう。裁判集会を主宰したのは、Hunnen, Weibel, Ammann という役職に就いた有力自由民で、彼らは対外的に州の代表を兼ねた¹⁷⁾。なかでも、アッティングハウゼン家は、1240-1357年の一世紀余、ラントアンマンの職にあり、激動の時代、ウーリの政治的指導にあたったのである¹⁸⁾。

ウーリの場合は、自由を買い取ることによって問題を解決したが、シュヴィーツ、ウンターヴァルデンの場合には、そうはいかない。ここでは、もっと激烈な闘争の形をとるほかはなかった。

シュヴィーツは、大体、チューリヒ伯の支配下に立つ自由民とアインジューデルン修道院従属民からなっており、開墾地の境界をめぐる自由人住民と修道院のあいだに激しい争いが起こり、1217年、ハプスブルクのルードルフ二世の調停を受けたことは、すでに述べた。そのハプスブルクが、1232/4年、二系統に分かれたとき、シュヴィーツをふくめたフィアヴァルトシュテッター湖周辺部の支配権をえたのは、ラウフェンブルク系のルードルフ三世（寡黙公）であったが、彼は、1232-38年、湖の周囲、すなわち、Landenberg, Loppburg, Rotzburg, Meggenhorn に城を建設し、周辺地域の支配を強化する行動にでた¹⁹⁾。シュヴィーツとしては、なんらかの手を打たなければ、時を逸する恐れがあった。

おりから皇帝フリードリヒ二世は、教皇の破門を受けて、苦境に立ち、ルードルフ三世が動揺のち教皇側に就いたと知ったとき、シュヴィーツは、ウーリの先例にならって、自由と自治を入手する絶好のチャンスととらえた。彼らは、1240年冬、北イタリアのファエンツァ Faenza の陣営に使者をおくり、皇帝に忠誠と献身を誓い、帝国直属の「保護と自由」を請願した。皇帝は快くこれを受け入れ、同年12月20日、「自由特許状」を發布したのであった²⁰⁾。

しかし、この勅状には、いくつかの欠陥があった。内容が空疎であるばかりでなく、解放の相手方であるハプスブルクの名前も見えず、ハプスブルクからは、正規の手続きをふまない決定であり、不当に権利を剥奪されたと訴えることが可能であり、第一、教皇に破門された皇帝の勅状が果たして有効かどうか、疑問であったからである。皇帝の側からすれば、彼に対する奉仕の足らなさについて、ハプスブルクに警告し、また、北イタリアで当面緊急に必要とされる軍事力の増強に、シュヴィーツ兵を用いよう、という意図があったのではないかとおもわれる。

シュヴィーツは、ハプスブルクの守護に対して服従を拒否し、教皇派のキーブルク家などに対して実際に武力攻撃した²¹⁾。このときザールネン（オブヴァルデン）とルーツェルン市民が行動をともにしている²²⁾。1241年8月、教皇グレゴリウス九世が没し、教会と皇帝の和解の可能性が生じると、ルードルフ三世は、1242年春、イタリアに赴いて、皇帝と和解した。そのさい、オブヴァルデンがハプスブルクに屈服したのに対し、シュヴィーツは、反抗の旗を降ろさなかった²³⁾。続く教皇イノケンティウス四世が、1245年7月17日、リヨンに大教会会議を招集し、フリードリヒ二世に対して断固として破門を宣言するに及んで、事態は急転し、より深刻な状態がおとずれる。ドイツ国内はゲルフ、ギベリン両派に分かれて、武力抗争となり、1246年3月、フリードリヒの息子コンラート（ドイツ王）は、フランクフルトの戦いでテューリンゲン地方伯ハインリヒ・ラスペ Heinrich Raspe に敗れ、ドイツにおけるシュタウフェン朝の命運は断たれた²⁴⁾。

1247年8月28日、教皇の「破門威嚇状」²⁵⁾が、シュヴィーツ、オブヴァルデン、ルーツェルン

市民に対して出されているところをみると、同盟関係はなお続いていた模様である²⁶⁾。そして、彼らは、おりから結成されていたベルンを指導者とするブルゴーニュ系諸都市の同盟（フリブール、ムルテン、アヴァンシュ）、さらにチューリヒ、シャフハウゼン、コンスタンツとも、連携することになった。スイスの世俗貴族の中では、ラッパースヴィル家と本家ハプスブルクのルードルフ四世だけが、シュタウフェン朝に忠実にとどまっておき、彼らはチューリヒを中心として、教皇派の拠点となっていたルーツェルンを攻撃した²⁷⁾。攻撃のさ中の1250年、皇帝フリードリヒ二世が没し、まもなくドイツは大空位時代に突入し、スイスの情勢も新しい段階に入ることになるのである。

注

- 1) 森田安一編著『スイス・ベネルクス史』（山川出版社、1998年）38頁以下の、要領をえた叙述を参照。
- 2) Oechsli, S.104-109,
- 3) レンツブルク断絶のとき、ハプスブルクのアルブレヒト三世は、チューリヒ伯権の、リーマット河西側の部分をえた。Redlich, Rudolf von Habsburg, S.14.
- 4) Ibid., S.131-137.
- 5) Meyer, Gotthardpass, S.6 Anm.2, 4. 当時は、期限を越えての諸侯の軍事奉仕に対しては、手当金が支給されるのが通例であり、現金支払いにかわって帝国守護権が付与される場合、授封ではなくて、担保として付与されるのが通常であった。そして、ルードルフ二世は、1222年4月、1226年早春とイタリアへ従軍し、1230年秋にはルードルフの息子ルードルフ（寡黙公）がイタリアに赴いている。Regesta Habsburgica, Nr.120, 123-128, 139-140; Meyer, Ursprung der Eidgenossen., S.354 Anm.2. 担保設定は、おそらくこの1230年秋から自由特許状発布の1231年5月のあいだに行われたものであろう。
- 6) Meyer, Ursprung, S.355, 608 Anm.8.
- 7) QW., Nr.325; Regesta Habsb., Nr.143; Oechsli, S.246ff. 森田, 前掲書, 39頁の訳文による。なお、勅令の全訳が、斎藤泰「中スイス溪谷の皇帝特許状」(『秋大史学』42, 1996年) 12頁以下に掲載されている。
- 8) QW., S.153 Zeil 5. アーノルトは、スタンス出身で、ルーツェルン修道院のミニステリアルであった。Büttner, S.302.
- 9) QW., Nr.345. 国王はウーリ住民に対し、修道院を創建時よりも「より悪い状態に peioris eos conditionis」しないように命じている。Meyer, Eidgenossen, S.355. なお、1359年ウーリのヴェッティンゲン修道院領購入にさいしても、高額で購入金が三年で償還されており、ゴットハルト峠開通の経済的収入の高さが推測される。前節9頁。
- 10) Meyer, Gotthardpass, S.7f.
- 11) Redlich, S.17. ただし、シュタインアッカー H.Steinacker は、直接的報酬とみることにやや慎重である。Regesta Habsb., Nr.143 (S.37)
- 12) Regesta Habsb., Nr.171; Meyer, Gotthardpass, S.6 Anm.2.
- 13) Meyer, Gotthardpass, S.10. その後、ウルゼレン地区からは、「荷物運搬認可料 teilballe」として、胡椒10ポンドが徴収された。Habsb.Urbar, S.286. さらに、1410年、ウルゼレンは、おそらく周囲の情勢に押されて、自発的に、ウーリに併合された。Heusler, S.52. マイヤーによれば(Meyer, Ursprung, S.467f.), 13世紀ウルゼレンでは、反ハプスブルクの空気が濃厚であったといわれる。
- 14) ハプスブルク土地台帳に、「ホスペンタールからライデンにいたる間にあった税関を、ルーツェルンに移し、そこで徴収する。その収益は、最大1108ポンド……最小460ポンドとする」とある。Habsb.Urbar, S.218; Meyer, Gotthardpass, S.11.
- 15) 例えば、1290年、ウーリのSchächentalでは、自由民83人が、溪谷中央に新設されたSpringen教会に、それぞれの所有地を寄進し、世襲保有地として請け戻している。Oechsli, S.52f., 230.
- 16) 当時、フラウミュンスター修道院に託身することは、事実上の自由民になる道として、好んで用いら

- れた。拙稿「十三・四世紀南西ドイツにおける農民解放」(同『ドイツ中世農民史の研究』所収)1359年ヴェッティンゲン修道院領がウーリ州によって買収されたとき、その所属民たちは、何故か完全自由民となることはせず、フラウミュンスター所属民に所属変えをしているのである。Heusler, S.54.
- 17) Oechsli, S.120f. ウーリ州の自治が固まった証拠として、1243年、州独自の印章が使用されていることがあげられよう。Oechsli, S.251.
- 18) アッティングハウゼン家については、Oechsli, S.158-160.
- 19) Gagliardi, S.170.
- 20) QW., Nr.422 ; Oechsli, S.252ff. 斎藤, 前掲論文, 18頁以下。
- 21) 15世紀のC.Justingerの『ベルン年代記』によれば、シュヴィーツは、キーブルク家のLowerzeesee城(アルト近傍)を破壊し、捕虜の眼をえぐったといわれる。Oechsli, S.273.
- 22) QW., Nr.552 ; Oechsli, S.259f. ; Nabholz, S.113. 当時ルーツェルンは、ムルバッハ修道院の支配からの解放を望む市民と、教皇派に固執する都市領主・修道院側とに分裂していたのである。
- 23) K.マイヤーは、このとき、シュヴィーツが皇帝授与の「特権状」をハプスブルクに引く渡さなかったのに対し、オブヴァルデンは「特権状」を引き渡してしまったと考えている。じつは、オブヴァルデンも、1240年、シュヴィーツと同行してイタリアへ赴き、皇帝から「特権状」を入手していたものとおもわれ、それは、1309年のドイツ国王ハインリヒ七世による「解放状」によって確認できる(Meyer, Eidgenossen, S.373, 376f.)と、マイヤーは主張しているが、オブヴァルデンが「特権状」をもっていたかどうかという点については、疑問視する見解もある。H.C.Peyer, Eidgenossen (Handbuch d.Schw.G.), S.177 Anm.47.
- 24) Oechsli, S.261f.
- 25) QW., Nr.552.
- 26) そのころのウーリの態度はどうであったか、といえ、いち早く自由特権を入手したウーリ、それと連携したニートヴァルデンは、教皇党に属し、事態を静観していた。しかし、1242年、ルードルフ三世の皇帝党への移行とともに、反ハプスブルクの態度をより鮮明にもつようになった(Meyer, Eidgenossen, S.361f.)。さらに、1247年4月26日、教皇が、フラウミュンスターに、Altdorf, Bürglen, Silenenにもつ教会、礼拝堂、十分の一税、農地を保障し、拡張を認める教書(QW., Nr.524)を下すにいたって、ウーリは教皇派に対しても警戒の念を抱いたようにおもわれる。ウーリとシュヴィーツは接近を図るようになり、その和解に最大の努力を傾けたのは、ウーリのラントアンマンBurkhart Schüpferであった。両州は、1252年には、ザンクト・ガレン修道院長ベルヒトルトに対し、対コンスタンツ戦のために、共同の傭兵を出しており、住民のあいだでの相互理解もまた深められていた(Oechsli, S.229 ; Meyer, Eidgenossen, S.419)。また1245年直後に、オブヴァルデンとニートヴァルデンは統合へと歩を進め、1291年にそれを達成した(次節参照)。もともと、ウンターヴァルデンには、マルク共同体はなく、地域的まとまりは教会教区 ニートヴァルデンでは、スタンスとブオクスの二教区、オブヴァルデンでは六教区があった を軸として形成されたようである。Oechsli, S.268f., 271.これに対し、K.マイヤーは、ウンターヴァルデン結束の要因として、裁判集会をあげている。Meyer, S.595ff.
- 27) Nabholz, S.113 ; Gagliardi, S.173-176 ; Peyer, S.177.

4 1291年「永久同盟」の成立

皇帝フリードリヒ二世が薨去する前年、1249年、森林三州の敵であったラウフェンブルク系ハプスブルクのルードルフ三世も死んだ。このラウフェンブルク系の中の財産分割は、おそくとも1269年末に行われたらしく、森林三州の中のオブヴァルデンは、次男のゴットフリート(猪突公、1271年没)に¹⁾、シュヴィーツ、ニートヴァルデンは、五男のエーバーハルトへと配分された。このエーバーハルトに、1271年、キーブルク家の幼女アンナとの結婚を斡旋したのは、本家ハプスブルクのルードルフ四世(国王)であった。

ところで、そのキーブルク家は、1264年、男系が断絶したのであるが、ルードルフ四世は、自分の母がキーブルク出身であるところから、その相続権を主張し、まずロイス河以東のキーブルク領をものにし、次いで幼女アンナの後見職に就き、アンナとエーバーハルトの結婚を斡旋した見返りとして、1273年、アールガウ Aargau のすべての領地、ツーク Zug, アルト Arth, そして、ラウフェンブルク支配下の Willisau, Sempach, Schwiz, Stans, Buochs を、14,000 マルクで買収することに成功した²⁾。しかし、この買収文書の中には、オブヴァルデンの記載はない。本家ハプスブルクが、のちにこの買収文書でもって、シュヴィーツ、ウンターヴァルデンを取得したと称している場合、オブヴァルデンはいわば篡奪された形でニートヴァルデンと合体させられているのである³⁾。買収金も、完全にはラウフェンブルク側には支払われておらず⁴⁾、彼らはだまされたという感じを深くもった。これが、1308年、アルブレヒト暗殺の伏線となるのである。

ラウフェンブルクのスイス領買収の直後、ルードルフ四世は、国王に登位した。ここに大空位時代は終わりを告げた訳であるが、新国王の森林三州に対する態度はどうであったろうか。

まず、ウーリであるが、国王はすこぶる友好的であった。ウーリに対する「特許状」は、国王戴冠式からわずか2カ月後の、1274年1月8日に発布された。それは、皇帝フリードリヒ二世の代理として国王ハインリヒ七世が発した「特許状」を下敷きにして、更新されたものであるが、問題なく溪谷ウーリの「帝国自由」を確認したものであった⁵⁾。しかし、それは表面であって、反面では、ウーリを威嚇することを怠ってはいなかった。

例えば、13世紀半ば、ウーリで、13世紀半ば、皇帝党対教皇党に対立の余波をうけて、Schächental の有力自由民イーツェリン Izzelin 家とグルーバ Gruoba 家のあいだにフェーデが起こったとき、調停者として呼ばれたのが、ハプスブルクのルードルフ四世その人であった。彼は1257年12月アルトドルフにやってきて、仲介をしたが⁶⁾、治まらず、翌58年5月再びアルトドルフを訪れて、正式の裁判場所「菩提樹の木の下で sub talia」評議の結果の判決を言い渡している⁷⁾。このときルードルフは、国王になる以前であり、アルザスのラントグラフと称されているが、ウーリについてはなんの権限ももってはいなかった。にもかかわらず、招聘されたということは、本家ハプスブルクがこの地域に、ラウフェンブルク系を越えて、隠然たる勢力をもっていたことを物語るものであろうし、ルードルフが、調停違反にさいして、罰金の半分を取る、と断言しているのも、彼の高圧的態度を示唆するものであろう。また、すでに述べたように、1283年ウルゼレンの帝国フォークタイを息子のアルブレヒトに与えたり、1291年ルーツェルン修道院領を買い取ったり、ゴットハルト街道を制圧する手を着々と打っているのである⁸⁾。

次に、シュヴィーツに対しては、どうであったろう。国王ルードルフは、1282年以前と1291年の二回、国王書簡という形で特権を認めている。すなわち、前者は、国王裁判所以外の、いかなる裁判所の召喚にも応ずる必要がない、というものであり、後者は、シュヴィーツ人に対して不自由身分の者を裁判官に任命しない、という内容のものであった⁹⁾。じつは、1289年、シュヴィーツ兵1500がルードルフ王の傭兵としてブルゴーニュに出征し、ブザンソンを攻撃することがあったが、シュヴィーツ兵は夜間急襲し、王に勝利をもたらした。この功績が、1291年の国王書簡の給付をもたらした訳であるが、ルードルフは、それ以上のことはしなかった¹⁰⁾。

他方、ルードルフ王は、シュヴィーツの自治を脅かす政策をとるのに、なんのためらいもなかった。すなわち、かねてシュヴィーツと対立関係にあったアインジーデルン修道院自体とその領地に

対する守護権は、ラッパースヴィル家の世襲であった。同家が1283年断絶すると、縁故関係から、Homberg伯、次いでRudolf von Güttingenへと受け継がれたが、国王ルードルフは、200マルクの代償金でGüttingenに無理矢理権利を断念させ、1285年、ハプスブルクのものとした¹¹⁾。かくして、ハプスブルクは、1273年の買収と、アインジーデルン守護権の取得とによって、シュヴィーツ全域の守護権を入手したことになり、機会をみて、それを発動する用意はととのえられたのである。

しかし、ルードルフ王の治世期間中は、帝国統治に忙殺されて、シュヴィーツ強圧の拳に出ることはできなかった。この間、シュヴィーツでは自治体制が大いに整っていた。彼らは、1273年のハプスブルクの買収を認めず¹²⁾、自分たちを帝国直属の自由民とする立場を堅持し続けた。例えば、1275年、シュタイネンSteinen(シュヴィ - ツ西北5km.)の女子修道院が州によって課税されたことについて、帝国ラントフォークト(在ルーツェルン)に訴えたとき、フォークトの命令に抗して、州を代表する二人のアンマン、Rudolf von Stauffach、Werner von Sewenは、断固として方針を貫き、課税として馬一頭を押収した¹³⁾。

その6年後の1281年、ラント集会Landsgemeindeがおこなわれた、という記録がはじめて文書に出てくる。長年州のために尽くしてきたKonrad Hunnに報酬として一枚の畑を10ポンドで購入することを許可する、という決議がなされ、それには、はじめて印章が付されている¹⁴⁾。そこにあげられている4人のアンマン 1291年以降、その筆頭はラントアンマンと称された のうち、Rudolf von StauffacherとKonrad ab Iberg¹⁵⁾は、後に述べる1291年の「永久同盟」の発起人になっているのである。

このコンラート・シュタウファッヒャー(1275年アンマン職就任)と、ウーリのアンマンBurkhard Schüpferが、1284年から1391年まで、相携えてアンマン職から退くという事態が起きている。その事情はよく判らないが、1284年初頭、ある些細な事柄処理のために、シュッパーが、州の印章を携えて、反ハプスブルクのチューリヒ市に おそらく連携強化の意図をもって使者として赴いていること¹⁶⁾、このことと関連してか、1284年末から1285年初頭、アルザスの帝国都市コルマールなどが反ハプスブルクの蜂起をしていること¹⁷⁾、これらに立腹したルードルフ王の強制によって、両者は職を退いたとおもわれる。あるいは、両者は、ひそかに同盟構築の工作をするため、自発的に公職を離れたのかもわからない。事実、その後、シュタウファッヒャーは、ウーリの知人宅に身を寄せ、「シュタウファッヒャー党Gesellschaft Stoufachers」をつくり、両州どころか、オブヴァルデンの加盟にまで働きかけているのである。彼は、1291年にはアンマン職に復帰し、1309年まで勤めた¹⁸⁾。しかし、この間、シュヴィーツには、彼に代わるアンマンがいたのではなかろうか。さもなければ、1289年の大出兵などできなかったはずである。

ウンターヴァルデンについては、どうであろう。ここでは、ハプスブルクの脅威は直接的であった。1291年、ハプスブルクはムルバッハ修道院から、ルーツェルン修道院に所属する16の荘園Dinghofを買い入れたが、そのうち、4荘園がKüssnach、Stans、Alpnach、Giswil、つまり森林三州に所在し、その後三者がニートヴァルテン、オブヴァルデンに在るものであった¹⁹⁾。そして、それに対しては、単に守護権だけでなく、領地所有権と住民に対する人身支配権Leibeigenschaftをも行使することができた²⁰⁾。さらに、ハプスブルクは、1264年、キーブルク家からの相続物として、ペーロミュンスター修道院の守護権を入手していたが、その領地は、Alpnach、Kerns、

Sarnen, Sachseln, Wisserlenと、オブヴァルデンの渓谷を貫いて所在していた²¹⁾。このようなハプスブルクの直接的介入に直面して、ウンターヴァルデンは、ウーリ、シュヴィーツの行動に、いつでも同調する姿勢にあったのである。

1291年6月15日、国王ルードルフが没した。その報に接すると、伝説によれば、同8月1日 (incipiente mense Augusti), ウーリ, シュヴィーツ, ニートヴァルデン三州の代表は、ひそかにリュートリ Rütli の野に会合し、「永久同盟」を結んだ。まだ、この時点では、オブヴァルデンは加盟していない。

じつは、オブヴァルデンには、本家ハプスブルクの直領地がいくつか存在したほかに、ラウフェンブルク系ハプスブルクを支持する勢力が相当強かったのである²²⁾。その間にも、政治情勢は流動的であり、ハプスブルクのアルブレヒトを王位に就けまい、とする勢力がいたるところに生まれていた。スイスにかぎっていえば、同8月9日、ベルンはサヴォア公との同盟に入り、これにムルテン Murten, パイエルヌ Payerne が加わった。東では、ラウフェンブルク系ハプスブルク出身のコンスタンツ司教コンラートが音頭を取って、チューリヒ, ルーツェルンと同盟を組み、それにはザンクト・ガレン修道院長ヴィルヘルム, ラッパースヴィル女伯エリーザベト, トッゲンベルク伯 Toggenberg フリードリヒなどが加盟した。そして、東西両同盟のあいだには、連携が保たれた²³⁾。この大連合を背景に、10月16日、チューリヒとウーリ, シュヴィーツ間に、相互防衛同盟が結ばれた²⁴⁾。こうした情勢と、「シュタウファッヒャー党」の説得工作が効を奏して、そしてまた、大連合にルーツェルンが加盟したということが効いて、オブヴァルデンの世論は統一し、同年クリスマス、本家ハプスブルクの拠点となっていたザールネン城を破壊して、その直後ごろ、「永久同盟」に加盟したのであった²⁵⁾。

同盟の「誓約状」に付けられたウンターヴァルデンの印章をみると、中央の丸地に「鍵」を描き、そのぐるりに「Sigillum Universitatis hominum de Stannes」と刻まれ、鍵の右横に「et vallis superioris」と刻まれている²⁶⁾。明らかに、後者は追加されたものである。オブヴァルデンの加盟はおくれたが、その加盟によって、ウンターヴァルデンは統一し、ここに、ウーリ, シュヴィーツ, ウンターヴァルデンの「永久同盟」は、正式に発足を見たのである²⁷⁾。

「誓約状」は13条から成るが、いまその内容を要約すれば、次の如くである²⁸⁾。()内の和数字は該当箇条。

- (1) 誓約者は、その構成員が、なんらかの暴力、難儀、不正によって苦しめられた場合、相互に援助し、助言を与える(一)。その援助、助言は、無償でなされるものとする。これによって、古き同盟が、この新しい盟約によって更新される(二)。こうしたさい、構成員は、その身分に応じて、主人に対する奉仕を怠ることがあってはならない。
- (2) 売官による、あるいは他国出身の裁判官は、これを認めない(四)。
- (3) 誓約者間に紛争が生じた場合には、もっとも賢明な人が調停をおこない、もし従わない者があれば、他方の者が調停の遵守を命ずる(五)。
- (4) 殺人犯で国外逃亡した者は、その帰国を許さず、それをかくまった者は、国外追放に処す(六)。放火犯は、土着人としての権利を失い、それをかばった者は、被害者の賠償を支払う(七)。盗みを働いた場合、その者の財産は没収され、補償に宛てられる(八)。なにびとも、その負債について、公式の負債者、あるいは保障人(の人身)を抵当に取ってはならない。それ

を行う場合には、裁判官の認可を必要とする（九）。

(5) 誓約者各人は、自分の所属する裁判官を指示し、その前で答弁する（十）。裁判を拒否し、あるいは判決に従わない者に対しては、損害賠償が課され、従うように強制される（十一）。万一、誓約者間に闘争、フェーデが起こり、一方の側が裁決、あるいは調停に従わなかった場合には、同盟は他方を支持する（十二）。

(6) 誓約者「共同の利益と安寧を定めたこの諸規約は、神の御加護をえて、永久に継続するものとする（in perpetuum duraturis）」（十三）。

一読したところ、その内容は、当時ドイツおよびその周辺地域で盛んに結ばれたラントフリーデ契約に、非常に類似している。そこで、この「誓約状」を、対ハプスブルク闘争を目指した宣戦布告ではなく、ラントフリーデ契約だとする見解が近時多くみられる。たしかに、ハプスブルクと衝突を起こす条項があるとすれば、⁽²⁾の裁判官条項だけであるが、しかし、これまでの森林州の闘争、同盟が結ばれた時点の政治情勢からみて、「誓約状」が、ハプスブルクとの来るべき対決に備えて、内部結束を固めようとした防衛条約的なもの、という解釈も否定できない²⁹⁾。最後の「永久に」という表現が、彼らの決意の固さをひしひしと感じさせるのであり、筆者としては、後者の見解をとりたいのである。さらに、「誓約状」は、いま一つの問題をはらんでいる。すなわち、ここに述べられている同盟が、最初のものか否か、という問題である。第二条末尾に、「誓約者は、その身体にかけて、上記の盟約を、なんら底意なく、守ることを約した。そこで、古き同盟の条文をそのまま³⁰⁾、現在の盟約において、護持し、更新することにした……*prestito super hiis corporaliter iuramento absque dolo servandis, antiquam confederationis formam iuramento vallatam presentibus innovando*」とあるので、先行する同盟が存在したことは確かである。では、それは、何時の時点で結成されたのか。1247年の教皇威嚇状が発布されたとき、ラウフェンブルク系ハプスブルクに対抗してか。1273年、本家ハプスブルクがラウフェンブルク系の領地・権利を買収して、森林諸州が危機に直面したと感じ取ったときか。あるいは、ルードルフが王位についたのち、ハプスブルクの森林州支配が尖鋭に行われうようになった1290年ごろの時点か³¹⁾。いま、そのどれが確かなのか、を詳しく論議する紙幅はないが、筆者としては、1273年説を取りたい。いずれにせよ、かくして、1291年の「永久同盟」は、「最初の」という形容詞はつかないものの、現在のスイス誓約同盟の、実質的、かつ輝かしい出発点であることに変わりはないのである。

注

1) Meyer, Eidgenossen, S.300.

2) QW., Nr.1092.; Regesta Habsb., Nr.544.

3) Meyer, S.301 Anm.7., S.446f. オブヴァルデンのラウフェンブルク系ミニステリアルたちは、篡奪の形で併合されたことに対して抗議して、本家に仕えようとはせず、ラウフェンブルクの他の領地に移って、奉公している。ibid., S.450f.

4) Oechsli, S.281; Meyer, S.406f.

5) QW., Nr.1112. 斎藤, 前掲論文, 18頁。

6) QW., Nr.825; Regesta Habsb., Nr.292.

7) QW., Nr.832; Regesta Habsb., Nr.295; Oechsli, S.278f.; Heusler, S.57. 調停委員たちの評決によると、イーツェリン家は、フェーデを止めない限り、領地を没収され、本領主であるフラウミュンスターに返却する、罰金の半額をルードルフに納める、とされている。

- 8) 前節14頁, および本節注(18)をみよ。
- 9) QW., Nr.1360, 1650. 斎藤, 前掲論文, 18頁以下。
- 10) Oechsli, S.291; Meyer, S.307f., 460f.; Nabholz, S.118. このとき, ルードルフ王は, シュヴィーツ兵に, その赤色の軍旗に, 「神聖帝国」の象徴で, 「殉教者キリスト Mater Christi」を示す十字架を描く権利を認めたといい。これが, 現スイスの国旗の起源である。この旗が現実にひるがえった最初は, 1460年, 原三州とルーツェルンの兵が, 教皇の命令をうけて, ハプスブルク領の小都市ディーセンホーフエン Diessenhofen (ライン上流北岸, シャフハウゼンの東) を攻撃したときであった。Die Schweizer Bilderchronik des Luzerners Diebold Schilling, hrsg.von A.Schmid, Luzern 1981, S.105 links.
 なお, エクスリは, ブザンソン攻撃に参加した傭兵数1500人から, シュヴィーツの人口を18,000人と推定している。Oechsli, S.230.
- 11) Habsb.Urbar, S.282 Anm.2; Oechsli, S.139f.; QW. Urbare u. Rödel, Bd.2, S.35. アインジューデルン修道院には, 豊富な『地代帳』が残っているが, とくに1331年の『大地代帳』は詳しい。活字本にして, 117-193頁にわたっているが, シュヴィーツ住民と直接争うことになる, 修道院南側の山地の領地は183-188頁に記載されている。
- 12) 1273年のラウフェンブルク諸権利の売却の直前, シュヴィーツ州が, 州内の不自由民をハプスブルク伯エーバーハルトから買い戻したという文書(QW., Nr.1091; Regesta Habsb., Nr.543)があり, その妥当する地域的範囲について論議があるが, これは, 全域に妥当する処置ではなく, かつてレンツブルク家が所有し, アインジューデルンに寄進・請戻し, その後ハプスブルク領に移行していた二つの荘園居住の不自由民に関したものであろう, といわれる。いずれにせよ, シュヴィーツ住民が, ハプスブルクの支配を排除し, 帝国自由民の実績を積もうとしていた努力がうかがわれる。
- 13) QW., Nr.1155; Oechsli, S.290. この件について, 同年9月4日, 王妃アンナがシュヴィーツに対して, 抗議の書簡をおくっている。QW., Nr.1178.
 なお, 1288年, ルードルフ王の末子ルードルフ(1290年死去)が, 新設のシュヴァーベン大公に就任し, その補佐として騎士Konrad von Tillendorfを東スイスのラントフォークト(在キーブルク)として登用したが, 彼は苛酷な行政官として知られ, 1289年4月24日, 再びシュタイン女子修道院課税問題を取り上げ, 「われらを苦しめる者に対しては, 復讐をする das wer mir und minem herren getan, und wolten es ouch rechen」と言明している。QW., Nr.1582. このティレンドルフによって, 小都市Meienbergの市民(不自由民)から引き抜かれて, 在シュヴィーツのハプスブルク領の下級フォークトに任命されたのが, いわゆる『ザールネン白書 Weisses Buch der Sarnen』と呼ばれる年代記に出てくる「ゲスラー Gessler」ではないか, とおもわれる。Meyer, S.463. ゲスラーは, シュタウファッヒャーの建てた豪華な館を非難し, その後に, テルに, 子供の頭上の林檎を弓射せよ, との難題を吹っかけるのである。QW. Chroniken, Bd.1, S.10f., 14f.
- 14) QW., Nr.1358; Oechsli, S.290f.
- 15) Stauffacher, ab Iberge, Hunn 家については, Oechsli, S.179f., 180f., 181.をみよ。
- 16) QW., Nr.1422.
- 17) Meyer, S.444f.
- 18) Ibid., S.451f., 643. 『ザールネン白書』には, 有名なテルの林檎射ちの話に続いて, 「その後, シュタウファッヒャー党は強くなり, 悪しき領主たちの館を壊しはじめた Dü dem nach dü ward Stöupachers gesellschaft also mechtig, das sy anvien gen den herren die huser brechen, ……」(QW. Chroniken, Bd.1, S.18, 19)とあり, 伝説とはいえ, ある程度, 信憑性があるのではないかとおもわれる。B.マイヤーは, K.マイヤーとは異なって, この城館破壊行為を, 盟約締結直前ではなく, モルガルテン前夜の1314/15年に起こったことではないかと, している。B.Meyer, Die Entstehung der Eidgenossenschaft. Der Stand der heutigen Anschauungen, SZG.2, 1952, S.198f.
- 19) Habsb.Urbar, S.215f. 売却の動機は, ハプスブルクの委託を受けてルーツェルンの下級守護を勤めていたローテンブルク Rotenburg 家(ルーツェルンの北)が断絶したと, 母修道院ムルパッハが財政難に陥ったことがあげられ, ハプスブルクが直接, 土地所有と守護権を引き取るようになったのである。なお, 売却前(1259年)のルーツェルン修道院の所領明細が残っている。Vgl.QW., Urbare, Bd.3,

S.4f.

- 20) 1273年のラウフェンブルク系ハスブルクからの権利購入状に、本家の取得分として、とくに「森林地の人と土地 lute und gut in den Walstetten」と明記されている。QW., Nr.1092.
- 21) Oechsli, S.293, 77.
- 22) 13世紀前半、オブヴァルデンの西北には、エントレブーフ Entlebuch を支配する強力な領主 Markwart von Wolhusen がいた。マルクヴァルトは、皇帝フリードリヒ二世のブルグント総督を勤め、ベルン地域、ハスレ溪谷を支配下におき、オブヴァルデンにも食い込み、Giswil に自己の上級裁判区を設立しさえした。1240年、オブヴァルデンを皇帝側に立たせたのも彼である。彼のこれ以上の進出を食い止めるには、ラウフェンブルク系ハスブルクに頼るしかなく、本家がオブヴァルデンを篡奪・併合したのちは、なおさらラウフェンブルクを支持する一派が勢力をもつことになったのである。K.Meyer, S.380f.
- 23) Oechsli, S.308f. ; K.Meyer, S.479-483.
- 24) QW., Nr.1689 ; Oechsli, S.311.
- 25) Meyer, S.510ff. 発足してみると、ウンターヴァルデンの中での、ニートヴァルデンに対するオブヴァルデンの比重は、土地のひろがりと人口において、はるかに重かった。統一に当ってオブヴァルデンが譲歩したのは、統一上級裁判所の所在地を、ザールネンから、ややニートヴァルデン寄りの Wisserlen へ移しただけであった。こうした不満から、1333年、ニートヴァルデンはオブヴァルデンから分離していくが、ウンターヴァルデンの統一性そのものは守られた。ibid., S.598f. 602f.
- 26) Oechsli, S.302f. ; Heusler, S.74 ; K.Meyer, S.294 Anm.1, S.603.
- 27) 「誓約状」には同盟結成発起人の名前は書かれていないが、チューリヒとの同盟締結に記されている人物 Wernher von Attinghausen, Burkard Schüpfer, Konrad ab Iberg, Konrad Stauffacher, Konrad Hunn などがそうではないか、とおもわれる。QW., S.789 ; Oechsli, S.295ff.
- 28) QW., Nr.1681 ; Quellenbuch zur Verfassungsgeschichte der Schweizerischen Eidgenossenschaft und Kantone, herausg.von H.Nabholz u.P.Kläui, 1947, S.1-5 ; Gagliardi, S.41. 詳しい内容解説については、例えば、Oechsli, S.304ff. ; Dierauer, S.120ff. ; K.Meyer, S.489ff.などをみよ。ここでは、条文分けはシース T.Schiess (QW., S.776f.) に、グループ分けは、ホイスラー (Heusler, S.75.) の簡潔なまとめを採用した。邦文文献では、斎藤泰「原スイス永久同盟の国制的意義」(『ヨーロッパにおける統合的諸権力の構造と展開』佐藤伊久男編、創文社、1994年)、第二節(321-329頁)、また同「原スイスの永久同盟文書」(『西洋史研究』新輯12号、1983年)146-149頁に、逐条訳がある。
- 29) 古くは、コップ J.E.Kopp, エクスリが、対ハスブルク防衛同盟の性格を説き、ラントフリーデ団体の面を主張したのは、シュヴァイツァー P.Schweizer, ディーラウアー, プレスラウ H.Bresslau (「永久同盟」誓約状原文の発見者)であった。K.マイヤーは、前者をより強調している。K.Meyer, S.285-293 ; Meyer, Zur Interpretation des Urschweizer Bundesbriefes von 1291 (Ders., Aufsätze u.Reden, S.130-178). マイヤーの業績を高く称えつつも、批判的見解を述べているものに、H.Nabholz, Die neueste Forschung über die Entstehung der schweizerischen Eidgenossenschaft.in:Papstum und Kaisertum.Forschungen zur politischen Geschichte und Geisteskultur des Mittelalter, hrsg.von A.Brackmann, München 1926, S.526-548, bes.S.539f. さらに、マイヤーを全面的に鋭く批判したものに、H.Fehr, Der Ursprung der frühen Schweizer Geschichte, ZSR.61, 1942, S.169-202, bes.S.174; B.Meyer, Die Entstehung der Eidgenossenschaft, S.153-205, bes.S.186.がある。ただしB.マイヤーは、この場合のラントフリーデを、外からする脅威に対処するものという意味をもふくめて解しており、エクスリ、K.マイヤーの立場を包括する見解を示している。1940年代以降の諸家の見解については、Peyer, S.180 Anm.62.; Guy P.Marchal, Neue Aspekte der frühen schweizer Geschichte, SZG.41, 1991, S.235-248, bes.236f.をみよ。パイヤー、マルヒャルは、もちろん、ラントフリーデ団体説であり、斎藤「永久同盟」も同じ立場である。

なお、ルードルフ一世からその後継者にかけて、その直接支配する領地に対する租税の大幅増徴が行われたことが、スイス原三州に防衛的態度を取らせる一因となったのではないかとおもわれる。例えば、ゼムパッハでは、「同領主が土地と人を購入するやいなや Sid aber die herschaft begonnde koffen lant

und lute」租税が10マルクから25 1/2マルクへと引き上げられた。ヴェッラタールWerrathal（ゼッキンゲンの北西）の8カ村は、以前は21ポンドでよかったのに、いまや35ポンドを納めなくてはならなかった。チューリヒのジッゲントールSiggenthalの村々では、租税が21ポンドから50、ないし60ポンドに跳ね上がっている。都市についても、同様であった。ヴィンタートゥール市の租税は100ポンドから300ポンドへ、アールウAarauの30ポンドは105ポンドへ、レンツブルクの10マルクは24マルクへ、ズールゼーSurseeの20 1/2マルクは28マルクへ、それぞれ増徴されている。Senbach村では、25ポンドから44ポンドの増徴にあい、「人々はもはや耐え切れない wan die liute möhten es nicht erliden」と嘆いているのである。Habs.Urbar, , S.179, 64, 112, 339, 137, 159, 177 ; Redlich, S.582f. ; Heusler, S.69f.

30) <forma> は、文書ではなく、文面そのもの、の意味に解される。Meyer, S.316 Anm.1.そして、ブレスラウ（H.Bresslau, Das älteste Bündnis der Urkantone, Jahrb.d.Schw.G., 20, 1895.）によれば、1291年の誓約状で、新規に挿入された条項は、第四条の裁判官条項だけであった、といわれている。K.Meyer, S.317.

31) 最初の同盟成立の年代を、コップ、ナーブホルツは1240年直後（Nabholz, Geschichte d.Schweiz, S.121）、ディーラウアーは1245年（Dierauer, S.113）、エクスリは1245-52年（Oechsli, S.272）、デンドリカーは1260年ごろ（K.Dändliker, Schweizerische Geschichte, 1904, S.29）、K.マイヤーは初期のころは、1240-42年説（K.Meyer, Gotthardpass, S, 8f.）、その後は1291年直後説、のちには1273年夏説（Ursprung, S.297f., S.398ff.）を説いている。その他の説については、QW., S.779 Anm.8 ; Peyer, S.182 Anm.70.をみよ。私見によれば、マイヤーの最後の説、ルードルフがラウフェンブルク系領地を買収し、森林三州にとってハプスブルクの脅威が直接的となった1273年夏が、もっとも妥当ではないか、とおもわれる。1291年には、同盟締結の記憶もまだ新しいはずである。また、最古同盟をルーツェルンの誓約文書（QW., Nr.667）発布（1252年）後とする説があるが（T.Schiess, Der Richterartikel des Bundesbriefes, ZSG.11, 1931, S.188）、この誓約文書は、単純な市民間の争いを規制するラントフリーデ規定ではなく、外部から持ち込まれたゲルフ・ギベリン闘争の後始末にほかならならず、当時のドイツにみられた皇帝のラントフリーデ令や、都市同盟協約などと内容的に異なっている。

5 モルガルテンの戦へ 結びに代えて

これまで、スイス「誓約同盟」の起源である「永久同盟」の成立過程をたどってきた。8世紀、アルプス渓谷地帯への入植を始めたアレマンン人は、古ゲルマンの一般自由人の伝統を強く受け継いだ部族であったが、渓谷に入るに当たっては、その上に、開墾自由の権利を付加して、自由民の性格を本質的属性として身に付けた。それに、アルプ牧場での共同放牧に媒介されたマルク共同体的生活が加わった。いくつかの修道院の領地が設けられたが、本拠が遠く隔たっていたため、また俗人領主は弱小なものが多かったため、住民の自治的生活は遮られることなく発展した。そうした中で、12世紀後半にいたって、ザンクト・ゴットハルト峠が開通し、それまで孤立していた世界は、ヨーロッパ文化交流、商業交通の真っ只中におかれることになる。13世紀は、この経済的条件に支えられて、住民の自由性が、ドイツ帝国の中での政治的自由性へと上昇し、自治的政治的団体として具体的形を取る時期となる。

この過程は、単純なものではなく、また地域的に段階を異にして進んだ。まずウーリが1231年、国王ハインリヒ七世を通じて皇帝フリードリヒ二世より、自由特許状を授与されたが、これはいわばウーリがゴットハルト峠から入る収入によって買い取ったようなものであった。続いて、シュヴィーツが、1240年、皇帝フリードリヒ二世から、自由特許状を授けられたが、おりから皇帝は教皇により破門中であり、その効力については問題を残した。その間、北スイスの最大の領主として八

プスブルク家が台頭してきたが、同家は、1232年分裂し、それに皇帝党対教皇党の対立が絡まり、これを利用して、森林三州は、ラウフェンスブルク系ハプスブルクの勢力を追い出していくことに成功する。大空位時代、こうした動向はますます促進されるが、1273年、本家ハプスブルクのルードルフが、分家のスイス領を買収するにいたって、森林州にとって、大きな危機が訪れた。無為に過ごせば、辣腕のルードルフによって、自由権が侵害される。そこで、森林三州は、1273年夏、最初の相互防衛同盟を結成したとおもわれる。

幸いなことに、ルードルフはその直後に国王に選出され、オーストリアという新たな家領の獲得に忙殺され、スイスに手を出す余裕はなかったが、1280年代末、ハプスブルクのスイス政策は再び積極化し、その間に強化していた森林三州の自治体制と、鋭く対立することになった。その事態に、1289年のルードルフの死が拍車をかけた。ドイツの反ハプスブルク勢力は一斉に蜂起し、そうした状況の中で、森林三州は「永久同盟」を誓約した。以上のような過程をやや詳しくたどったつもりであるが、「永久同盟」は、いわゆるような単なるラントフリーデ団体として結成されたものではなく、ハプスブルクの攻勢を予知した防衛同盟の性格を強くもつものであった。このことを重ねて証明する意味で、以下、モルガルテンの戦にいたる経過を簡単に概観し、結びに代えたい¹⁾。

1291年秋、東スイスに結成された反ハプスブルク連合は、翌年4月13日、チューリヒ市民軍のヴィンタートゥル前面での大敗北によって瓦解した。チューリヒは、なんとか帝国都市の地位を保持することができたが、ルーツェルンは、再びハプスブルクの支配下に入った²⁾。しかし、その直後、アルブレヒトの意図に反して、王位はナッサウのアードルフの獲得するところとなり、アルブレヒトはさしあたってこれを認めざるをえなかった。アードルフの方は、アルブレヒトを刺激しないようにと、七年間の躊躇ののち、1297年11月30日、ようやくウーリ、シュヴィーツに自由特許状の発布を行っているが、そのさいウンターヴァルデンは除外された³⁾。なおもウンターヴァルデンへの権利を主張するラウフェンブルク系ハプスブルクに対する配慮からである。1298年7月2日、アードルフはGöllheimの戦で、アルブレヒトによって倒された。

アルブレヒトは、国王となったが、多くの敵に囲まれて手一杯であり、南ドイツに関しては、わずかに『土地台帳』の作成を命じて、将来に備えただけであった。森林州に対しては、特許状はなんら発布しなかったが、ラントフォークトを任命ということはせず、州のラントアンマンの上級裁判権限を黙認した⁴⁾。1308年5月1日、彼は甥のヨハンによって、ヴィンディッシュのロイス河渡し場で暗殺された。

代わって国王に就任したのは、ルクセンブルク家のハインリヒ七世であったが、彼は翌1309年6月の南ドイツ巡歴にさいし、森林州の請願を受け、6月3日、それぞれに特許状を授けた。シュヴィーツに対して、皇帝フリードリヒ二世の文書とアードルフ王の書簡、ウーリに対しては、アードルフ王の特許状を、それぞれ更新する文書を与えた。同時に、ウンターヴァルデンについても、ラウフェンブルク系ハプスブルクの要求を押し切って、「帝国自由」の地位を認めたのである⁵⁾。それによって、ハインリヒは、森林三州を自己の権力基盤に取り込むことを意図したのである。しかし、1311年4月15日、ローマ行の途中、イタリアのブレッシアで、オーストリア大公レオポルトから、森林州の返還という強い要求を突き付けられ、調査を約束させられた⁶⁾。約束を果たさないまま、彼は皇帝戴冠式後まもなく死んだ。

ふたたび王位闘争である。ハプスブルクのフリードリヒ美公とバイエルン大公ルートヴィヒの闘

いとなるが、森林州は、もちろん、バイエルン側についた。とくにシュヴィーツは、ハプスブルク領であるアルトを占領して、ツーク湖からの侵入点を押さえ、ブルンネン Brunnen にも防柵を施すなど備えを嚴重にするかたわら、アインジーデルン修道院領への侵入を繰り返した。1314年1月6日には、修道院自体に乱入し、器物を損壊し、修道士たちを連行し、11週間も留置する行動にでた。修道院長はついにハプスブルクに直接的介入を要請するにいたり、1315年秋、大公レオポルトは大軍を率いて、シュヴィーツ討伐へと出発した。そして、11月14日、ハプスブルク騎士軍はモルガルテンにおいて惨敗を喫するのである⁷⁾。

森林三州は、戦後まもない1315年12月9日、ブルンネンで会合し、1291年の「永久同盟」を更新する誓約状を採択した⁸⁾。敗れたハプスブルク側は、1318年7月、スイスと10カ月の休戦条約を結び、この休戦条約は10カ月ごとに更新され、1474年3月の「永久協約 Ewige Richtung」まで続いた⁹⁾、さらに、1322年、ミュールドルフの戦いで大公フリードリヒが敗れた結果、柔軟政策に転ずるほかはなかった。しかし、王位に就いたバイエルンのルートヴィヒも、教皇ヨハネス二二世の破門を受け、国内に強力な支持者を必要とし、その支持者にハプスブルクを選んだ。1336年、ルートヴィヒがローマでの皇帝戴冠を了えて帰国すると、ハプスブルクは、皇帝に対し、森林三州に関する彼らの権利について再調査をするように嚴重に申し入れた。もし彼らの権利が正当であると判明した場合には、国王は事態をただちに旧状に戻すべきである、というのである¹⁰⁾。この危機に直面することになった森林州は、都市への同盟の拡大を決意し、1332年ルーツェルン、1351年チューリヒ、1353年ベルンと、個別的にはあるが、同盟関係を結ぶにいたった¹¹⁾。こうしてスイスは八州同盟へと拡大し、その政治体制を確立していったのである。

注

- 1) 以下については、次の文献による。Oechsli, S.312-357 ; K.Meyer, S.514-570 ; Nabholz, S.123-143 ; Peyer, S.184-193.usw.
- 2) ハプスブルクは、1292年冬から、ルーツェルンに対し、森林州との交易関係を禁止し、ゴットハルト峠の通行も封鎖した。森林州の困窮は非常なものがあつたが、この状態は、アルブレヒトが国王になるまで続けられた。Schulte, Handel u.Verkehr, S.191f. ; K.Meyer, Gotthardpass, S.15 ; Ders., Ursprung, S.525f.
- 3) Quellenwerk .Urkunden, Bd.2. (以下, QW.2.と略す), Nr.159 ; Oechsli, S.317f. ; Meyer, S.529ff. なお、この間の1294年、シュヴィーツのランズゲマインデは、州外領主の地代持ち出しは認めるが、租税徴収権は州政府にあること、今後、土地を教会へ売買譲渡してはならないことを決議している。QW.2, Nr.89 ; Oechsli, S.316 ; Meyer, S.527 ; Nabholz, S.124.
また、同年、ウンターヴァルデンに、はじめての統一的ラントアムマンとして Rudolf von Oedisriet が現れている。QW.2, Nr.355 ; Oechsli, S.321f. ; Nabholz, S.124.
- 4) アルブレヒト王は、1302年、ヴェッティンゲン修道院への課税を止めるように、ウーリのラントアムマン Werner von Attinghusen へ直接書簡をおくっており、王妃エリーザベトもシュヴィーツのラントアムマンに同様書簡をおくっている。QW.2, Nr.280, 191 ; Oechsli, S.319f. なお、ラントアムマンが州の上級裁判権を行使する、というのは、1291年の「永久同盟」誓約状第4条に規定されている。Meyer, S.534 ; Nabholz, S.127.
- 5) QW.2, Nr.479, 480, 491 ; Oechsli, S.328. ハインリヒ七世は、さらに三州に対して、国王裁判を除く他の裁判への不召喚の特権を認めたが、ただし、州の中での、皇帝の任命する(新)ラントフォークトの裁判に出頭すること、という条件付きであった。各州は、この条件がラントアムマン制と矛盾するので、

逡巡したが、ウンターヴァルデンが他と同様に「帝国自由」として取り扱われているということで、この提案を受け入れたのであった。Meyer, S.541ff. ; Nabholz, S.128f.

6) QW.2, Nr.598 ; Oechsli, S.359 ; Meyer, S.548f.

7) Oechsli, S.340ff. ; Nabholz, S.130ff.

8) QW.2, Nr.807 ; Nabholz, Quellenbuch, S.5f. 斎藤「原スイスの永久同盟文書」152-157頁。

9) Nabholz, S.136.

10) Nabholz, S.138.

11) Nabholz, S.150ff. 八州同盟の成立とその構造について、明解に説明したものとして、森田安一編『スイス・ベネルクス史』（山川出版社，1998年）48頁以下をみよ。

（本学名誉教授）